

令和5年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 (令和5年10月1日)	改 定 (令和6年4月1日)	コ メ ン ト																																																																																		
<p>第2章 2節 表-③ 現場管理費率 2-2-10</p>	<p>3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="392 422 1086 758"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。 3. これにより難い場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="376 869 1048 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 港湾 浚渫工事</td> <td>23.71 %</td> <td>99.2</td> <td>-0.0908</td> <td>14.19 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.36 %</td> <td>46.7</td> <td>-0.0413</td> <td>19.28 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="392 1069 1041 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 海岸工事</td> <td>27.79 %</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %	<p>3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="1243 422 1937 758"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根に伴うものである。 3. これにより難い場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1232 869 1892 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 港湾 浚渫工事</td> <td>24.08 %</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.65 %</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1243 1069 1892 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 海岸工事</td> <td>28.11 %</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_o^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_o : 純工事費 (円) a、b : 定数値</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	<p>現場管理費率 の改定</p>
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																			
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																	
		a	b																																																																																		
工種区分 港湾 浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																																																																	
工事 構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																																																																	
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																	
		a	b																																																																																		
工種区分 海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																																																																	
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																			
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																			
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																	
		a	b																																																																																		
工種区分 港湾 浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																																																																	
工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																																																																	
対象額 適用区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																	
		a	b																																																																																		
工種区分 海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																																																																	

令和5年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行(令和5年10月1日)	改 定(令和6年4月1日)	コ メ ン ト																																																																												
<p>第2章 2節 表-② 現場管理費率 2-2-(3)</p>	<p>6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率</p> <p>1) 適用対象工事</p> <p>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。 ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。 ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。 ※ 防舷材のみ取り付けとは、新設工事をいう。維持補修工事（既設撤去～取付）は、対象外。</p> <p>2) 共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。</p> <p>3) その他</p> <p>①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。</p> <p>表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="302 622 1048 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事 海岸工事</td> <td>6.12 %</td> <td>1420.4</td> <td>-0.3490</td> <td>1.41 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費率の算定式 $K_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 共通仮設費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p> <p>表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="302 1037 1048 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事 海岸工事</td> <td>22.48 %</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式 $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事 海岸工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	<p>6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率</p> <p>1) 適用対象工事</p> <p>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。 ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。 ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。 ※ 防舷材のみ取り付けとは、新設工事をいう。維持補修工事（既設撤去～取付）は、対象外。</p> <p>2) 共通仮設費率及び、現場管理費率 下表とする。</p> <p>3) その他</p> <p>①共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ②現場環境改善費については、計上しない。</p> <p>表-① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="1176 622 1921 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事 海岸工事</td> <td>6.12 %</td> <td>1420.4</td> <td>-0.3490</td> <td>1.41 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費率の算定式 $K_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%) P : 共通仮設費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p> <p>表-② 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1176 1037 1921 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事 海岸工事</td> <td>22.74 %</td> <td>88.2</td> <td>-0.0860</td> <td>16.06 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式 $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事 海岸工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾構造物工事 海岸工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %	<p>現場管理費率 の改定</p>
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下		600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																										
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																											
		a	b																																																																												
港湾構造物工事 海岸工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %																																																																											
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																											
		a	b																																																																												
港湾構造物工事 海岸工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																																											
対象額 適用区分等 工種区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																											
		a	b																																																																												
港湾構造物工事 海岸工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %																																																																											
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																																											
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																																											
		a	b																																																																												
港湾構造物工事 海岸工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %																																																																											

令和5年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行(令和6年3月1日)	改 定(令和6年4月1日)	コ メント																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
就業時間別の 船員供用係数 単価表 単-10	<p>別表-4 就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係 数 ランク</th> <th rowspan="2">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.53</td><td>1.54</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.52</td><td>1.52</td><td>1.63</td><td>1.64</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.67</td><td>1.67</td><td>1.78</td><td>1.79</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.93</td><td>1.94</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.04</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td>2.13</td><td>2.14</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.17</td><td>2.28</td><td>2.29</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.37</td><td>2.48</td><td>2.49</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.51</td><td>2.62</td><td>2.62</td><td>2.73</td><td>2.74</td><td></td></tr> </tbody> </table>	係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H				[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]								[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]								船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員		1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.64		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.79		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.94		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.04		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.29		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.49		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.74		<p>別表-4 就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係 数 ランク</th> <th rowspan="2">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.53</td><td>1.54</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.85</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.68</td><td>1.69</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.20</td><td>1.55</td><td>1.55</td><td>1.66</td><td>1.66</td><td>1.77</td><td>1.77</td><td>1.88</td><td>1.89</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.55</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td>2.13</td><td>2.14</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.80</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td>2.11</td><td>2.11</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.33</td><td>2.34</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>3.20</td><td>2.25</td><td>2.25</td><td>2.36</td><td>2.36</td><td>2.47</td><td>2.47</td><td>2.58</td><td>2.59</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>3.65</td><td>2.60</td><td>2.60</td><td>2.71</td><td>2.71</td><td>2.82</td><td>2.82</td><td>2.93</td><td>2.94</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>4.30</td><td>3.05</td><td>3.05</td><td>3.16</td><td>3.16</td><td>3.27</td><td>3.27</td><td>3.38</td><td>3.39</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>5.25</td><td>3.70</td><td>3.70</td><td>3.81</td><td>3.81</td><td>3.92</td><td>3.92</td><td>4.03</td><td>4.04</td><td></td></tr> </tbody> </table>	係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H				[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]								[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]								船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員		1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54		2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.57	1.57	1.68	1.69		3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.77	1.77	1.88	1.89		4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14		5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.22	2.22	2.33	2.34		6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.47	2.47	2.58	2.59		7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.82	2.82	2.93	2.94		8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.27	3.27	3.38	3.39		9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.92	3.92	4.03	4.04			
	係 数 ランク			船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.94																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.29																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.74																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.57	1.57	1.68	1.69																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.77	1.77	1.88	1.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.22	2.22	2.33	2.34																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.47	2.47	2.58	2.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.82	2.82	2.93	2.94																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.27	3.27	3.38	3.39																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.92	3.92	4.03	4.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係 数 ランク</th> <th rowspan="2">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 6H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.85</td><td>1.85</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.97</td><td>1.97</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.35</td><td>2.35</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.42</td><td>2.42</td><td>2.55</td><td>2.55</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td>2.67</td><td>2.67</td><td>2.80</td><td>2.80</td><td></td></tr> </tbody> </table>	係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H				[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]								[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]								船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員		1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.70		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.85		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.55		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.80		<p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係 数 ランク</th> <th rowspan="2">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 6H]</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <th>船長・副船長</th> <th>普通船員</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.85</td><td>1.36</td><td>1.36</td><td>1.49</td><td>1.50</td><td>1.62</td><td>1.62</td><td>1.75</td><td>1.75</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.20</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.69</td><td>1.70</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.55</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.80</td><td>2.01</td><td>2.01</td><td>2.14</td><td>2.15</td><td>2.27</td><td>2.27</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>3.20</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.39</td><td>2.40</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.65</td><td>2.65</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>3.65</td><td>2.61</td><td>2.61</td><td>2.74</td><td>2.75</td><td>2.87</td><td>2.87</td><td>3.00</td><td>3.00</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>4.30</td><td>3.06</td><td>3.06</td><td>3.19</td><td>3.20</td><td>3.32</td><td>3.32</td><td>3.45</td><td>3.45</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>5.25</td><td>3.71</td><td>3.71</td><td>3.84</td><td>3.85</td><td>3.97</td><td>3.97</td><td>4.10</td><td>4.10</td><td></td></tr> </tbody> </table>	係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H				[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]								[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]								船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員		1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60		2	1.85	1.36	1.36	1.49	1.50	1.62	1.62	1.75	1.75		3	2.20	1.56	1.56	1.69	1.70	1.82	1.82	1.95	1.95		4	2.55	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20		5	2.80	2.01	2.01	2.14	2.15	2.27	2.27	2.40	2.40		6	3.20	2.26	2.26	2.39	2.40	2.52	2.52	2.65	2.65		7	3.65	2.61	2.61	2.74	2.75	2.87	2.87	3.00	3.00		8	4.30	3.06	3.06	3.19	3.20	3.32	3.32	3.45	3.45		9	5.25	3.71	3.71	3.84	3.85	3.97	3.97	4.10	4.10			
係 数 ランク	船舶供用係数 (α)			就業時間別の船員供用係数(β)									備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.70																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.85																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	1.85	1.36	1.36	1.49	1.50	1.62	1.62	1.75	1.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	2.20	1.56	1.56	1.69	1.70	1.82	1.82	1.95	1.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2.55	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	2.80	2.01	2.01	2.14	2.15	2.27	2.27	2.40	2.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	3.20	2.26	2.26	2.39	2.40	2.52	2.52	2.65	2.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	3.65	2.61	2.61	2.74	2.75	2.87	2.87	3.00	3.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	4.30	3.06	3.06	3.19	3.20	3.32	3.32	3.45	3.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	5.25	3.71	3.71	3.84	3.85	3.97	3.97	4.10	4.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和6年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	<p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和6年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>		就業時間別の 船員供用係数 の改定																																																																																																																																																																																																																																																																																																														